

社会福祉法人多治見市社会福祉協議会役員等報酬規程

平成 29 年 6 月 27 日規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人多治見市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款（昭和 43 年厚生省社第 93 号）第 10 条及び第 25 条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員等の報酬の支給)

第 3 条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。ただし、非常勤役員が同日に第 2 号に掲げる法人の職務を重複して行った場合は、重複して報酬は支給しないものとする。

(1) 非常勤役員のうち会長 月額 5 万円

(2) 会長を除く非常勤役員がその職務のため、理事会及び評議員会に出席したとき及び次に掲げる職務を行ったとき 日額 5 千円

イ 本会が規定する部会及び委員会への出席

ロ 正副会長会議への出席

ハ 関係団体が主催する諸行事(会議、研修等で会長が認める行事をいう。)への出席

ニ その他会長が必要と認めた業務

(3) 監事が前号に掲げる職務を行った日以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたったとき 日額 1 万円

2 評議員がその職務のため、評議員会に出席したとき及び次に掲げる職務を行ったときは、日額 5 千円の報酬を支給する。なお、同日に各号に掲げる法人の職務を重複して行った場合は、重複して報酬は支給しないものとする。

(1) 本会が規定する部会及び委員会への出席

(2) 関係団体が主催する諸行事(会議、研修等で会長が認める行事をいう。)への出席

(3) その他会長が必要と認めた業務

3 役員等が多治見市の常勤の職員又は本会の職員を兼ねるときは、報酬は支給しない。

(出張旅費)

第4条 役員等が職務のために市外に出張した場合は、旅費を支給する。

2 旅費の支給については、職員の例による。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則（平成29年6月27日規程第2号）

1 この規程は、平成29年6月27日から施行し、同日以降に開催される理事会及び評議員会から適用する。

2 社会福祉法人多治見市社会福祉協議会役員報酬及び費用弁償規程（平成23年11月15日規程第2号）は、廃止する。